認定こども園・幼稚園用

幼児教育・保育の無償化のための申込案内

幼児教育・保育の無償化（預かり保育分）のために必要となる、「子育てのための施設等利用給付認定」の申込手続きについてのご案内です。内容をよくご確認のうえ申込してください。

■幼児教育・保育の無償化の概要

(1) 無償化の範囲について

居住する市町村から保育の必要性があると認定を受けた場合に、認定区分に応じた上限の範囲内で無償化となります。保護者の方は施設に対して利用料をお支払いいただき、後日、町に請求することにより給付を受けることができます。請求については、3 か月ごとに利用施設を通して町からご案内します。

認定区分	上限額
新 2 号認定	日額 490 円（月額 12,300 円）
新 3 号認定	日額 490 円（月額 17,700 円）

預かり保育については、各施設において定員がありますので、認定を受けたとしても必ずしも利用できるとは限りません。

(2) 入園前に必要な手続き

子育てのための施設等利用給付認定を受ける必要があります。認定を受ける前の期間については、通常の利用料が発生しますのでご注意ください。

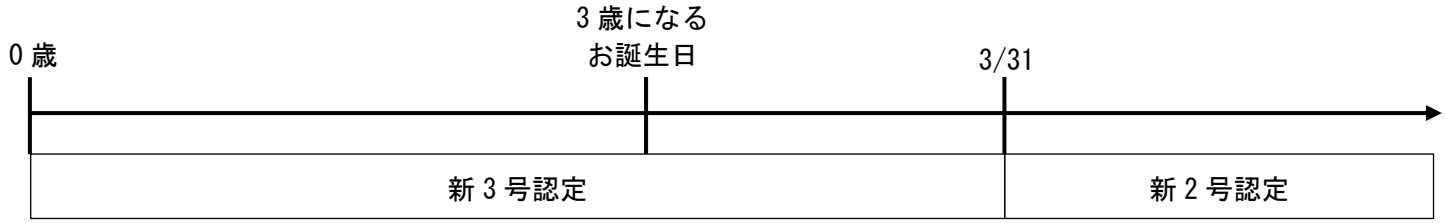
■子育てのための施設等利用給付認定

(1) 子育てのための施設等利用給付認定とは

幼児教育・保育の無償化のために、令和元年 10 月より法制化されたものであり、認定こども園や幼稚園等を利用する際に必要となる「教育・保育給付認定」とは別の認定です。「教育・保育給付認定」と区別するために、「子育てのための施設等利用給付認定」の認定区分を「新〇号認定」と表記します。

お子さんの年齢や保育の必要性の有無等によって下記のとおり区分されます。預かり保育を利用する場合も、無償化の対象となるためには新 2 号または新 3 号を受ける必要があります。

認定区分	利用児童の年齢	保育の必要性	世帯の条件
新 2 号認定	満 3 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日を経過している	あり	なし
新 3 号認定	満 3 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日まで	あり	非課税世帯



（2）子育てのための施設等利用給付認定の事由

子育てのための施設等利用給付認定を受けることができる児童は、大和町に住所があり、保護者が下記のいずれかの事由に該当し保育の必要性があると認められる方です。

就　　労	児童の保護者が月64時間以上仕事をしている場合 ・利用開始日時点で育児休業中の場合は、利用開始日から1か月以内の復職が必要
妊娠・出産	児童の母が出産前後の場合 ・出産予定日を基準として、産前8週前（多胎児の場合は産前14週前）と産後8週後を経過する日が属する月の末日まで
疾病・障害等	児童の保護者が病気や負傷等の疾病、または心身に障がいがある場合
介護・看護	児童の家庭に介護が必要な高齢者や、疾病が長期にわたっている人、心身に障がいのある人、小児慢性疾患に伴う看護が必要なきょうだいがおり、月64時間以上保護者がいつもその同居又は長期入院・入所している親族の介護・看護にあたっている場合
災害復旧	震災、風水害、火災等その復旧にあたっている場合
求職活動	児童の保護者が求職活動中の場合（起業準備を含む） ・退職日の翌日または利用開始日から90日を経過する日が属する月の末日まで
就　　学	児童の保護者が月64時間以上就学している場合
虐待やＤＶのおそれがある場合	
既に子育てのための施設等利用給付認定を利用している児童の母が出産し育児休業を取得した場合 ・原則、出生児童が満1歳に達する日の前日まで ・出生児童が満1歳に達する日の前日時点で最終学年（5歳児）である児童の場合は、年度末まで ・待機となり育児休業を延長した場合は、満1歳到達後も育児休業の延長期間内のみ継続利用が可能とする	
その他、上記に類する状態として町が認める場合	

（3）申込時の注意事項

・「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」は児童１人につき１枚となります。きょうだいで同時に申請する場合は、それぞれの児童ごとに１枚の申請書をご記入ください。また、就労証明書等の添付書類は、原本を下のお子さんの申込書に、コピーを上のお子さんの申込書に添付してください。

・公平性を保つため、年１回保育を必要とする状況を確認する書類（現況届）を提出する必要があります。なお、提出された書類の記載内容について、必要に応じて町職員が発行元に確認する場合がありますのでご承知願います。

・施設等利用給付認定の審査及び申込者や同居家族の町民税課税状況及び住民基本台帳を閲覧・確認させていただきます。

・利用申込後、申込内容に変更が生じた場合は、その都度必ず届出が必要です。
例）会社等を退職した、離婚または婚姻した、就労内容に変更があった場合等

・申込内容が事実と異なることが判明した場合には、認定を取り消すことがあります。

・下記に該当する場合は、継続的な認定ができなくなりますのでご注意ください。

① 保育を必要とする事由に該当しなくなった場合

※ 保護者の就労時間が月 64 時間未満の場合や、「求職活動中」の方で支給認定期間内に、認定要件を満たした「就労証明書」が提出できない場合等

②　保護者の就労状況が不明確な場合

（4）申込方法

利用しているまたは利用予定の施設を経由しての申込となります。**施設が指定する期日までに下記の必要書類を提出してください。**

	必 要 書 類 等	備 考
①	子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書	
②	保育を必要とする状況を確認する書類 ・就労証明書（自営業・農業・役員・代表者等も含む） ・保育を必要とすることの申告書（妊娠・出産・疾病・障害等・介護・看護・求職活動・就学に該当する方）	
	＜自営業・農業・役員・代表者等の場合＞ ・直近 3 か月以内の事業収入が確認できる帳簿や、請求書や納品書、請負契約書等、事業の実態を客観的に確認できる書類 ・開業届（開業してから 3 か月以内の場合に限る） のいずれかの写し一点	就労証明書に記載の**本人氏名と、代表者名が同一人物の場合のみ対象**
	＜妊娠・出産の場合＞ ・母子手帳の写し（保護者氏名・出産予定日の記載がある部分 ・就労証明書（就労されている方のみ）	就労証明書は、産前産後休業の取得期間、育児休業の取得期間が記載されているものが対象
	＜疾病・障害等の場合＞ ・診断書 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・障害年金の受給が確認できる書類 のいずれかの写し一点	
	＜介護・看護の場合＞ ・診断書 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・介護保険被保険者証 ・特別児童扶養手当の受給が確認できる書類 のいずれかの写し一点	
	＜就学の場合＞ ・在学証明書又は学生証（入学予定の方は合格通知書） ・時間割やカリキュラムのわかる書類 のいずれかの写し一点	
③	保護者の個人番号（マイナンバー）カードの両面の写し	**単身赴任等で別居中の保護者・保護者以外の生計の主宰者（祖父母等）も対象**（保育所等利用料の決定または副食費免除の判定のため、市町村民税課税情報の確認が必要となります）
	＜個人番号（マイナンバー）カードをお持ちでない場合＞ ・個人番号通知カードもしくは個人番号記載の住民票及び顔写真付の身分証明書の写し（運転免許証等）	
	＜顔写真付の身分証明書をお持ちでない場合＞ ・資格確認書や年金手帳など、その他官公署からの発行書類で「氏名と生年月日」または「住所と氏名」の記載があるもの のいずれかの写し二点	

様式等については大和町のホームページからダウンロードすることもできます。